

施策指標の見直しについて

1 概要

- ・第三次川越市保健医療計画では、別の審議会等で審議された計画により推進が図られている施策は、その計画の指標を用いて進行管理を行っています。
- ・別の計画の指標を用いている以下の施策について、引用元の計画の指標が変更されたことに伴い、本計画の指標を見直すものです。
- ・なお、**令和6年度以降は、変更後の目標で進行管理を行います。**

2 施策指標の見直し

■2-3-4 特定健康診査等の実施

○現行の指標（1～5）は、川越市国民健康保険運営協議会での協議を経て策定された「川越市国民健康保険保健事業等実施計画」（以下「国保データヘルス計画」という。）の指標を用いています。
 令和5年度までは、第2期国保データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）の指標を用いていましたが、令和6年3月に第3期国保データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）が策定され、指標が変更されたため、本計画の指標を見直すものです。

○現行の指標（6）は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が策定する「埼玉県後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業実施計画」（以下「広域連合データヘルス計画」という。）の指標を用いています。
 令和5年度までは、第2期広域連合データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）の指標を用いていましたが、令和6年2月に第3期広域連合データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）が策定され、指標が変更されたため、本計画の指標を見直すものです。

現 行							
指 標	単 位	基準値	基準時点	目標値	目標時点		
1	特定健康診査受診率	%	41.9	令和元年度	60以上	令和5年度	※1
2	特定保健指導実施率	%	13.1	令和元年度	60以上	令和5年度	※1
3	血圧の有所見者率 (収縮期血圧)	%	47.6	令和元年度	45以下	令和5年度	※1
4	血圧の有所見者率 (拡張期血圧)	%	20.8	令和元年度	18以下	令和5年度	※1
5	新規人工透析移行者数	人	76	令和元年度	80以下	令和5年度	※1
6	後期高齢者健康診査受診率	%	30.8	令和元年度	40以上	令和5年度	※2



変 更 後							
指 標	単 位	基準値	基準時点	目標値	目標時点		備 考
1	特定健康診査受診率	%	38.7	令和4年度	60以上	令和11年度	※1 ※第3期国保データヘルス計画では、令和7年度における年度目標値として「49%以上」を設定
2	特定保健指導実施率	%	18.5	令和4年度	60以上	令和11年度	※1 ※第3期国保データヘルス計画では、令和7年度における年度目標値として「35%以上」を設定
新 3	血圧保健指導判定値以上の者の割合	%	49.8	令和4年度	44以下	令和11年度	※1 ※第3期国保データヘルス計画では、令和7年度における年度目標値として「48%以下」を設定
新 4	HbA1c8.0%以上の者の割合	%	1.3	令和4年度	1.0以下	令和11年度	※1 ※第3期国保データヘルス計画では、令和7年度における年度目標値として「1.2%以下」を設定
5	後期高齢者健康診査受診率	%	35.6	令和4年度	43.0以上	令和11年度	※2 ※第3期広域連合データヘルス計画では、令和8年度における中間目標値として「40%以上」を設定

※1 川越市国民健康保険第2期保健事業等実施計画（データヘルス計画）から引用

※2 埼玉県後期高齢者医療広域連合第2期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）から引用

※1 川越市国民健康保険第3期保健事業等実施計画（データヘルス計画）（令和6年3月策定）から引用

※2 埼玉県後期高齢者医療広域連合第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）（令和6年2月策定）から引用

■3-1-1 地域医療の基盤づくり

○1の指標は、「埼玉県地域保健医療計画」（以下「県医療計画」という。）の指標を参考に、本市の指標を設定しています。

令和5年度までは、第7次県医療計画（平成30年度～令和5年度）の指標を参考にしていたが、令和6年3月に第8次県医療計画（令和6年度～令和11年度）が策定され、指標が変更されたため、本計画の指標を見直すものです。

現 行						
指 標	単 位	基準値	基準時点	目標値	目標時点	
1	訪問診療を実施する医療機関数	箇所	37	平成28年度	52	令和5年度 ※3

※3 埼玉県地域保健医療計画（第7次）の指標を参考に、本市の人口比で目標値を算出



変 更 後						
指 標	単 位	基準値	基準時点	目標値	目標時点	備 考
1	訪問診療を実施する医療機関数	箇所	40	令和4年度	52	令和11年度 ※3 ※第8次県医療計画では、1,080箇所を目標値としており、本計画の目標値は本市の人口比4.8%を乗じて算出 ※第8次県医療計画では、令和8年度における中間目標値を1,000箇所としており、本市の人口比で算出すると48箇所となる。

※3 埼玉県地域保健医療計画（第8次）の指標を参考に、本市の人口比で目標値を算出

■4-1-1 国民健康保険制度の健全な運営

○本指標は、川越市国民健康保険運営協議会での協議を経て策定された「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」の指標を用いています。

令和6年度以降は、埼玉県国民健康保険運営方針において、令和8年度までに赤字を解消し、令和9年度からの保険税水準の準統一（市町村標準保険税率の適用）を目指すこととしていることから、これを目標として推進を図ることとします。

※なお、令和5年度決算における実質的な赤字額は、一人当たりの国民健康保険事業納付金の増加等により解消すべき赤字額が増加したため、約14億円となっています。

現 行						
指 標	単 位	基準値	基準時点	目標値	目標時点	
1	国保会計赤字削減額	千円	97,000	平成30年度	1,100,000	令和5年度 ※4

※4 川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書から引用



変 更 後						
目 標						
1	令和8年度までに赤字を解消し、令和9年度からの保険税水準の準統一を目指す。					